

令和 4年 8月26日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市民アプリ「ひめパス」利用規約

(趣旨)

第1条 この規約は、市が提供する姫路市民アプリ「ひめパス」(以下「本アプリ」という。)の利用に関し、利用者に同意していただくことが必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 申請等 本アプリを利用して行う申請、登録等をいう。
- (2) 利用者 本アプリを利用するものをいう。
- (3) ログインID 利用者を特定するために市が設定する識別符号をいう。
- (4) パスワード 利用者を特定する際のセキュリティ確保を目的として、利用者が設定する符号をいう。
- (5) 利用者情報 利用者が本アプリを利用する際に登録する氏名、メールアドレス、電話番号等の利用者に関する情報をいう。

(利用者の義務)

第3条 利用者は、自己の責任と判断に基づいて、本アプリを利用し、及び本アプリの利用に伴う次の情報を管理するものとし、市に対しいかなる責任も負担させないものとする。

- (1) ログインID
- (2) パスワード
- (3) その他利用者が本アプリの利用に関して作成し、取得し、又は管理している電子情報

2 利用者は、本アプリに掲載するアプリの利用に関する事項に従うものとする。

(利用者負担)

第4条 利用者は、本アプリの利用に必要な全ての機器（ソフトウェア及び通信手段に係るもの並びにこれらを使用するために必要な手続を含む。）を自己の負担において準備するものとする。

2 本アプリを利用するために必要な通信費用その他システムの利用に係る一切の費用は、利用者の負担とする。

(利用者情報の登録)

第5条 利用者は、本アプリを利用しようとするときは、あらかじめ利用者情報登録するものとする。

(利用者情報の変更及び削除)

第6条 利用者は、利用者情報に変更が生じた場合又は利用者情報を削除しようとする場合は、速やかに本アプリにより利用者情報の変更又は削除を行うものとする。

(知的財産権)

第7条 市が利用者に提供する一切のプログラム又はその他の著作物に関する著作権及び著作者人格権並びにこれらに含まれるノウハウ等の知的財産権は、市又は利用者に提供するプログラム又はその他の著作物を製作した者（以下「製作者」という。）に帰属する。

2 利用者は、本アプリの利用に際し、市及び製作者が利用者に提供する一切のプログラム又はその他の著作物を次のとおり取り扱うものとする。

- (1) この規約に従って本アプリを利用するためにのみ使用すること。
- (2) 本アプリで使用されているデータ、画像、ソフトウェア等を、私的利用の範囲を超えて、転載し、複製し、又は改変しないこと。
- (3) 本アプリの複製、改変、編集、頒布等のほか、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル等を行わないこと。
- (4) 営利目的の有無にかかわらず、第三者に貸与し、若しくは譲渡し、又は担保の設定をしないこと。
- (5) 市又は製作者が表示した著作権表示又は商標表示について、削除又は変更をしないこと。

(利用時間及び利用の停止、一部中断、変更等)

第8条 本アプリの利用時間は、原則として24時間365日とする。

2 市は、本アプリの利用が著しく集中した場合は、利用者に対し、本アプリの利用を制限することができる。

3 市は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、事前に本アプリに掲載して、本アプリの利用の停止、休止又は中断をすることができる。ただし、緊急を要する場合には、事前に通知することなく本アプリの利用の停止、休止又は中断をすることができるものとする。

(1) 本アプリを構成する機器等の保守点検を実施する場合

(2) 天災、事変等の発生により本アプリに重大な障害が発生した場合

(3) その他市において本アプリの利用の停止、休止又は中断が必要と判断した場合

4 市は、利用者の事前に通知することなく、提供するサービスの内容、表示、操作方法等を変更することができる。

5 市は、必要な場合において、本アプリのアップデート、サポート等を行うときがある。ただし、市は、本アプリのアップデート、サポート等を行う義務を負わないものとする。

(禁止事項等)

第9条 利用者は、本アプリの利用に当たり、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 本アプリを市への申請等以外の目的で利用すること。

(2) 本アプリに対し、不正にアクセスすること。

(3) 本アプリの管理及び運営を妨害すること。

(4) 本アプリに対し、ウィルスに感染したファイルを故意に送信すること。

(5) 虚偽の申請等を行うこと。

(6) 法令若しくは公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為をすること。

(7) その他本アプリの運用に支障を及ぼす行為又はそのおそれのある行為をすること。

2 市は、利用者が前項各号に掲げる行為を行った場合又はそのおそれがあると認め

る場合は、事前に通知することなく、当該利用者による本アプリの利用を停止し、又は制限することができる。

(ログインIDの失効)

第10条 市は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、事前に通知することなく、利用者のログインIDを失効させ、本アプリの利用を停止させることができる。

- (1) 利用者が死亡したとき。
- (2) 利用者として不適格と市が認めたとき。

(動作環境条件)

第11条 利用者が本アプリを利用する際の動作環境条件は、次のとおりとする。

OS	iOS 14.0以降 Android 8.0以降
----	-----------------------------

(免責事項)

第12条 市は、利用者が本アプリを利用したこと又は利用できないことにより発生した利用者の損害又は利用者が第三者に与えた損害について、一切の責任を負わないものとする。

2 市は、本アプリによるサービス提供の遅延、中断又は停止により利用者又は他の第三者が被った損害について、一切の責任を負わないものとする。

(他のサイト又はアプリケーションへのリンク)

第13条 本アプリを通じてアクセスできる第三者のサイト又はアプリケーションが行う個人情報の取扱いに対しては、市はいかなる義務及び責任も負わないものとする。リンク先の利用については、利用者自身の責任において行われるものとする。

(個人情報の取扱い)

第14条 利用者は、利用者情報及び申請等に含まれる個人情報について、本アプリの運用又は申請等に必要な限りにおいて市が利用することに同意するものとする。

2 利用者は、利用者情報及び申請等の利用状況について、本アプリの機能向上及び提供サービスの充実を図るため、市が統計的に処理し、分析し、利用することに

同意するものとする。

(利用規約の改正)

第15条 市は、次の各号のいずれかに該当するときは、この規約を改正することができるものとする。

(1) この規約の改正が、利用者の利益に適合するとき。

(2) この規約の改正が、契約をした目的に反せず、かつ改正の必要性、改正後の内容の相当性その他の改正に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

2 市は、前項によりこの規約の改正を行おうとする場合には、事前に、この規約を改正する旨及び改正後の内容並びにその効力発生日を本アプリ又は姫路市ホームページに掲載し、公表するものとする。

3 前項に規定する効力発生日以後に、利用者が本アプリを利用したときは、利用者は、改正後の利用規約に同意したものとみなす。

(管轄裁判所)

第16条 本アプリの利用に関連して市と利用者間に生ずる全ての訴訟については、神戸地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附 則

この規約は、令和4年8月26日から施行する。